第2期八潮市地域福祉計画を策定

市では、平成29年度から33年度までの5カ年を計画期間とする「第2期八潮市地域福祉計画」を策定しました。この計画では、これまでの高齢者、子ども、障がい者といった対象ごとのサービスでは対応しきれない新たな問題や多様化する地域福祉の課題に取り組むことを目的としています。

問社会福祉課☎㊢316

計画の基本的な考え方

市では、「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

地域福祉の推進にあたっては、こうした基本的な考え方を踏まえ、地域福祉を組織的に支えていく町会・自治会、ボランティア団体・NPO、企業・商工関係団体などの活動団体、福祉事業者、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関などの関係機関、社会福祉協議会、行政など、地域福祉活動を担う各主体がそれぞれの役割を果たし、相互に補完し合いながら「協働」を図ることで地域の課題をともに解決していきます。

地域福祉の将来像

将来像

人と地域の絆を大切にし、誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち

「人と地域の絆」には、ふれあいや支え合いの結果生まれる人と人、人と地域の結びつきを表しています。

また、「安心」「いきいきとした生活」には、すべての市民が安心して暮らし、かつ、生きがいをもって暮らしていくことを表しています。

地域福祉の共通理念

共通理念

地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり

共通理念は、地域福祉の将来像を実現させるための基本となる考え方です。

なお、この共通理念を福祉3計画（「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「八潮市子ども・子育て支援事業計画」「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」）の共通理念として、下図のとおり位置付けます。

基本目標と施策体系

本計画では、「絆づくり」「人づくり」「安全・安心な暮らしづくり」を基本目標にすえ、その達成に向けた取り組みを進めます。

基本目標1【絆づくり】
ともに手を携え互いに支え合う地域づくりの推進

1、地域における絆づくりの推進
①コミュニティ活動の促進
②地域における新たな相互支援システムの構築

基本目標2【人づくり】
地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える担い手づくりの推進

1、地域福祉意識の高揚
①地域福祉に対する意識の啓発

2、地域福祉を担う人材と活動団体の育成・支援
①地域福祉を担う人材の育成とそのための支援
②地域福祉を担う活動団体の育成とそのための支援

基本目標3【安全・安心な暮らしづくり】
安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくりの推進

1、地域における包括的支援ネットワークづくりの推進
①市民の権利擁護の充実
②様々な福祉課題に対する相談・支援体制の充実
③地域生活を支える保健・医療・福祉の連携体制の充実

2、地域における社会的孤立防止対策の推進
①地域における社会的孤立防止対策の推進

3、生きがいづくりと社会参加・参画の促進
①誰もがいきいきと生活するための社会参加・参画の促進
②災害時要援護者支援対策の推進

4、新たな社会問題解決の施策
①生活困窮者（子どもの貧困を含む）支援対策の推進
②災害時要援護者支援対策の推進

図

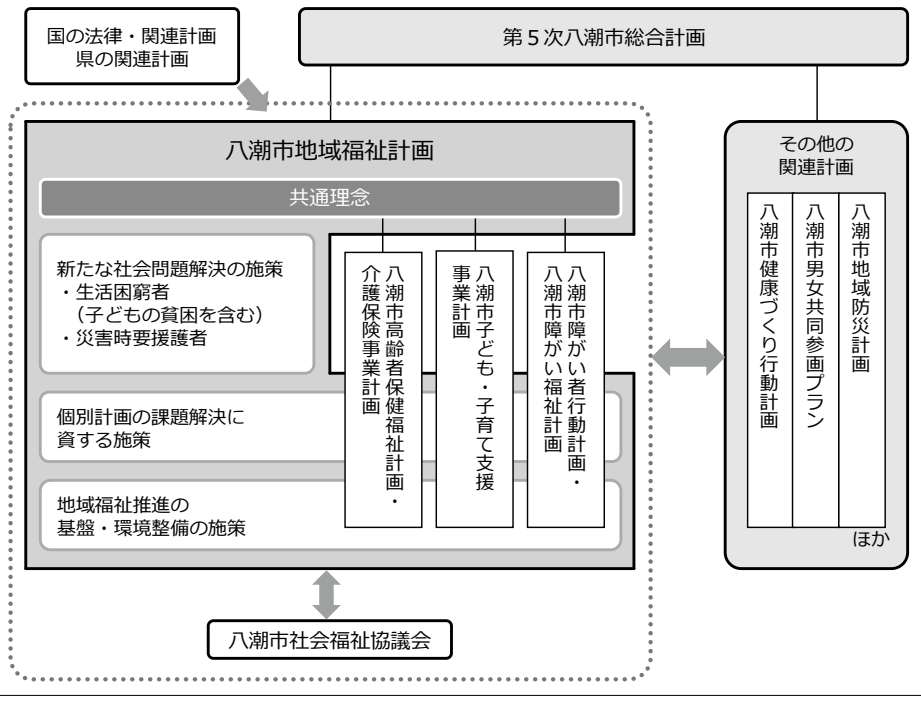

後期高齢者医療保険料の軽減措置の変更

問国保年金課☎㊢835
埼玉県後期高齢者医療広域連合☎048・833・3120

所得に応じた均等割額の軽減措置

均等割額の軽減措置が平成29年度から**左表**のとおり変更されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の平成28年中の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）】以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）の世帯	4,200円/年
8.5割	【基礎控除額（33万円）】以下の世帯	6,310円/年
5割	【基礎控除額（33万円）＋26.5万円×世帯の被保険者数】以下の世帯 ↓ **【基礎控除額（33万円）＋27万円×世帯の被保険者数】以下の世帯**	21,030円/年
2割	【基礎控除額（33万円）＋48万円×世帯の被保険者数】以下の世帯 ↓ **【基礎控除額（33万円）＋49万円×世帯の被保険者数】以下の世帯**	33,650円/年

所得割額の軽減措置

「賦課のもととなる所得金額※」が58万円以下の方に対する所得割額の軽減措置が**段階的に縮小・廃止**されます。

※「賦課のもととなる所得金額」とは…平成28年中の総所得金額および株式・土地・建物などの譲渡所得金額並びに山林所得金額等の合計額から基礎控除額（33万円）を控除した額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。

平成28年度…5割軽減
平成29年度…2割軽減
平成30年度…軽減なし
平成31年度以降…加入後、2年を経過する月までは5割軽減（その後は軽減なし）

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置が**段階的に縮小**されます。なお、所得割額は引き続きかかりません。

平成28年度…9割軽減
平成29年度…7割軽減
平成30年度…5割軽減
平成31年度以降…加入後、2年を経過する月までは5割軽減（その後は軽減なし）